

社会福祉法人 豊笑会
ヒルズまいおか
指定短期入所生活介護
運営規程

指定短期入所生活介護
ヒルズまいおか 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人豊笑会が開設する ヒルズまいおか（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに動作の維持、回復を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ヒルズまいおか
- 二 所在地 横浜市戸塚区舞岡町 3338 番地 7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりです。

職 種		専従	兼務	職 務 内 容
管理者	常勤		1	施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
医師	常勤			入所者に対する健康管理及び療養上の指導を行う。
	非常勤		2	
生活相談員	常勤	1		施設入所の申込み及び相談業務等を行う。
	非常勤			
看護職員	常勤		4	入所者に対する健康管理等必要な看護業務を行う。
	非常勤		2	
介護職員	常勤		26	入所者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う。
	非常勤		17	
管理栄養士	常勤		1	入所者の食事に関する必要な栄養管理を行う。
	非常勤			
機能訓練指導員	常勤		1	入所者に対する必要な機能訓練を行う。
	非常勤			

(事業の定員)

第6条 事業所の指定短期入所生活介護等の定員は、予防介護短期入所生活介護と合わせて10名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴・清拭等による清潔の保持
- 二 食事、排せつ、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
- 三 相談及び援助
- 四 レクリエーション、行事等の教養娯楽
- 五 機能訓練
- 六 健康管理
- 七 その他必要な指定短期入所生活介護の提供

2 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割の額とする。

3 その他の費用として、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

(一) 次条の通常の送迎の実施地域を越えて送迎を行う指定短期入所生活介護の交通費。

一 実費相当 1^千400円

(二) 食費 朝食 380円 昼食 580円 夕食 540円 おやつ 100円

(三) 滞在費 1日 個室 1,350円

多床室 1,020円 (平成27年8月からは 1,020円)

(四) 日用品費 (事業所が用意した以外のもの)

実費負担 (入居者の希望で提供した場合。家族等が持参した場合は無料。)

4 通常のサービス提供の範囲を超えて、利用者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

(一) 教養娯楽費、行事代 実費 (利用者の希望で参加した場合)

(二) 遠方への通院・入院・私用での外出に係わる交通費 (利用者の希望で行われた場合)

実費相当 1^千400円 (家族等による対応の場合は無料)

(三) 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。1枚10円

(四) 私物の洗濯代 (通常の洗濯機では洗濯できない衣類)

実費 (利用者の希望でクリーニングに出した場合)

(五) 電気代 (入居者の都合で持ち込んだ電化製品の電気代)

実費相当負担 (1日102円/1台 ただし、一辺が1メートルを超える等大型電化製品の持込は制限させていただく場合があります)

(六) 特別な食事代 (入居者の希望で提供した場合)

行事食 1食 500円

- 5 第2項から第4項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、以下のとおりとする。

横浜市戸塚区	舞岡町、南舞岡、吉田町、柏尾町、上柏尾町、上倉田町、下倉田町、戸塚町
横浜市港南区	下永谷、上永谷、上永谷町、芹が谷、東芹が谷、日限山、丸山台、野庭町
横浜市栄区	長沼町、小菅ヶ谷、小菅ヶ谷町

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。

（損害賠償）

第10条 利用者に対するサービスの提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（緊急時における対応方法）

第11条 事業所は指定短期入所生活介護の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師および家族等へ連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

第12条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画および風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 年2回

2 施設は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとするが、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。この場合は、別途定める要綱に従い実施し、その記録を書面に記録するものとする。

3 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊笑会と事業所の管理者と利用者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 4月 1日から施行する。